



平成 29 年 8 月 15 日  
児 童 育 成 協 会

## 平成 29 年度企業主導型保育事業の第二次募集について（ご案内）

企業主導型保育事業の平成 29 年度第二次募集を下記のとおり実施します。  
助成申請にあたって、内容をご確認いただき円滑な事務手続きについてご協力をお願いいたします。

### 記

#### 【募集時期】

平成 29 年 8 月 17 日（木）から 9 月 29 日（金）17 時 30 分

#### 【募集内容】

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間（以下、「平成 29 年度助成対象期間」という。）に実施する次の事業の助成金の募集を行います。

##### 1. 企業主導型保育事業（運営費）

(1) 平成 28 年 4 月 1 日以降に、新たに開始される保育施設の平成 29 年度助成対象期間における運営費

※平成 28 年 3 月 31 日以前から運営している既存の保育施設（委託事業者が設置した施設を含む。）の廃止・移転・休止（予定を含む。）に伴い新たに開始されるものは対象とはなりません（法人格の変更等の場合を含む）。

<助成申請、運営にあたっての留意事項 No1、No2 参照>

(2) 平成 28 年 3 月 31 日以前より事業所内保育事業を実施している者が、新たに定員を増やした場合の増加部分の平成 29 年度助成対象期間における運営費

(3) 平成 28 年 3 月 31 日以前より設置事業主が雇用する労働者の監護する児童のみの保育を行っていた事業所内保育施設が、空き定員を活用し、新たに他の一般事業主が雇用する労働者の監護する児童を受け入れた場合の空き定員部分の平成 29 年度助成対象期間における運営費

##### 2. 企業主導型保育事業（整備費）の助成の対象

(1) 平成 29 年 4 月 1 日以降に、新たに契約、着工し、保育施設を建築する場合の整備費

(2) 平成 28 年 3 月 31 日以前より事業所内保育事業を実施している者が、平成 29 年 4 月 1 日以降に、新たに契約、着工し、定員を増加するための工事を行う場合の整備費



### 【申請手続き等】

企業主導型保育事業の設置基準や助成金の算出方法、その他の留意点について、企業主導型保育事業ポータル (<http://www.kigyounaihoiku.jp/>) から関係通知をダウンロードして、内容をご確認いただくとともに、自治体の建築基準条例や認可外保育施設指導監督基準などの関係法令、通知の確認・調整を行って下さい。

- (1) 平成 29 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱
- (2) 平成 29 年度企業主導型保育事業助成要領
- (3) 助成申請、運営にあたっての留意事項（平成 29 年度）
- (4) 平成 29 年度企業主導型保育事業の電子申請手続きについて 等

### 【二次募集にあたっての留意事項】

第二次募集に当たって、平成 29 年度予算の範囲を超えて申請があった場合、本事業の、仕事と子育ての両立に資するという目的に照らし、保育所等の待機児童対策、従業員等の多様な働き方に応じた保育の実施であるかという観点から総合的に判断して助成決定することがありますので、ご承知おきください。

### 【整備費の助成申請にあたっての留意事項】

- (1) 企業主導型保育事業ポータルのダウンロードの 2 にアップロードした「申請用サンプル図面」、「建築整備内容の法令・基準チェックシート」を建築士に確認していただき図面を作成いただきますようお願いいたします。
- (2) 工事請負業者の選定にあたっては、大規模修繕等（改修）の場合には、建築仕様書を作成し、建築事業者 2 社以上から見積書を取っていただく必要があります。
- (3) 大規模修繕等以外の工事（創設等）については、助成金所要（決定）額が 100 百万円以上の工事については、事業を行うために締結する契約については、原則として、都道府県、指定都市又は中核市が行う契約手続きの取り扱いに準じて入札で行う必要があります。100 百万円を下回る工事についても出来るだけ入札手続きによる契約をお願いします。
- (4) 見積書を取る事業者又は入札参加事業者については、建設業許可番号を確認するなど適正な事務手続きについてお願いいたします。
- (5) 平成 28 年度において、建築確認に時間を要し、着工が出来なかったという事由による取り下げの事例が見られました。計画的な助成申請についてお願いいたします。

### 【その他】

本事業の今年度末までの整備量は、5 万人分程度から、7 万人分程度へ見直されています。